

フェロー選考委員会および選考方法に関する内規

制定 平成24年7月13日

(フェロー選考委員会)

第1条 フェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会を理事会のもとに設ける。フェロー選考委員会は、委員長（筆頭副会長兼務）、幹事（筆頭庶務理事兼務）および正会員のうちから委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する委員3名の計5名で構成する。

- 2 委員の過半数は、フェローから選ぶ（付則3参照）。
- 3 選考の経過並びに内容については公表しない。

(認定)

第2条 フェロー選考委員会は、選考した候補者を理事会に報告する。理事会はこの報告をもとにフェローを認定する。

(認定の数)

第3条 フェローの認定者総数は全正会員の3～6%を目処とする。

(選考にあたって考慮に入れる事例)

第4条 フェロー選考委員会が選考にあたって考慮に入れる事例は以下のとおりとし、2項目以上に該当する被推薦者あるいは第(2)項で特に顕著な実績をあげた被推薦者のなかから候補者を選考するものとする。

- (1) 日本航空宇宙学会論文賞あるいは技術賞の受賞実績があること（奨励賞は参考とする）
- (2) 本会の役員、支部長、部門委員長を務めた経験があること（評議員、代議員、支部幹事等の地方支部各種委員は参考とする）
- (3) 本会主催国際会議の組織委員長あるいは本会共催国際会議の日本開催時の組織委員長を務めた経験があること
- (4) 国際的な学術団体等で著名な賞、称号を受けていること
- (5) 社会的に評価の高い技術・製品開発あるいは発明があること
- (6) 社会的に評価の高い論文、著作、出版物があること
- (7) 社会あるいは本会の発展に多大な功績があること
- (8) その他（上記(1)～(7)以外で特記すべきこと）

- 付 則
1. この内規は理事会の承認を得た日から施行する。
 2. この内規は理事会の承認を得て改正することが出来る。
 3. 第1条2項は、本内規が制定された次の期から有効とする。